

## 令和２年度砂糖関係研究委託調査の企画競争に係る募集公告

下記の募集要領に基づき、企画競争により研究課題を募集します。

令和２年３月２５日

契約事務責任者

独立行政法人農畜産業振興機構

理事 藤原 直

### 令和２年度砂糖関係研究委託調査募集要領

#### 第１ 企画競争に付する事項

令和２年度砂糖関係研究委託調査

#### 第２ 調査の目的

わが国の砂糖産業は、高齢化による離農や気候変動などが甘味資源作物の生産に重大な影響を及ぼしつつある中、消費者の甘味料離れや働き方改革への対応など社会情勢も大きく変化し、これら全てに同時進行で対処しなければならないという厳しい状況に置かれています。

こうした状況を踏まえ、機構は、複雑化・高度化する課題を的確に把握し、生産者や製糖事業者等の関係者の間で認識の共有化を図るとともに、甘味料に関する消費・市場動向の分析・考察に係る情報の一層の充実に向け、客観的かつ専門的な知見を得ることを目的として、基礎的又は応用的な研究課題を大学・試験研究機関等から広く募集し、審査・選考の上、研究委託調査を実施します。

#### 第３ 募集課題

令和２年度に募集する研究課題は、以下のとおりとします。

なお、研究課題は、他の団体等からの調査研究費等の助成を受けていないもので、未発表のものとしします。

##### １ 砂糖の安定生産に関する情報

気候変動に対応した品種の選定や栽培体系の確立などの甘味資源作物の安定生産・生産基盤の強化に資する情報

##### ２ 製糖工場の労働力問題への対応に関する情報

業務の省力化・効率化、地域間や産業間での人的資源の融通などを通じた製糖工場における働き方改革の実現に資する情報

##### ３ 砂糖の利用や食文化に関する情報

砂糖の利用・摂取に関する科学的・客観的な根拠に基づいた情報または消費者の砂糖やそれを使用した加工食品に対する嗜好、意識、購買行動など砂糖の需要実態の把握に資する情報

#### 第4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とします。

- 1 大学、都道府県の試験研究機関、その他の研究・教育・指導機関に所属する者であること。
- 2 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2）第6条及び第7条に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- （1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
  - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - （5）正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
  - （6）資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - （7）資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
  - （8）前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
  - （9）その他有資格者と認められない相当な事由がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- 3 審査時において、令和1・2・3年度の全省庁統一資格又は独立行政法人農畜産業振興機構随意契約登録者名簿における業種区分「調査・研究」に登録された

者であること。

登録をされていない者は、登録手続きをしてください。登録手続きにつきましては、担当までお問い合わせください。都道府県につきましては、別途、お問い合わせください。

## 第5 委託の条件

### 1 契約限度額等

委託費の額は、1件当たり100万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とします。ただし、採択が決定した研究課題については、研究計画の内容により研究費申請額の査定を行った上で配分額を決定するため、申請額から減額される場合があります。

なお、令和2年度は2件程度を採択する予定です。

### 2 委託契約の相手

委託契約の相手は、別添の「委託契約書（案）」により契約を締結できる者とします。

### 3 委託費の支払等

委託費の支払においては、原則として、委託費の額が確定した後、請求によりその支払を行うこととします。ただし、委託調査の円滑な実施を図るため、委託費の限度額の8割を上限とし概算払を行うことができることとします。

### 4 報告書等

（1）本委託調査の履行期限は令和3年3月19日（金）とし、同日までに「調査研究報告書の詳細版及び要約版」（以下「報告書等」という。）を作成し、紙媒体及び電子媒体で提出してください。

ア 詳細版は、字数制限はありません。

イ 要約版は、当機構の発行する「砂糖類・でん粉情報」へ掲載することとし、8,000字程度で一般読者に分かり易い内容としてください。

（2）報告書等は、A4版、横書きとし、文書はワード又は一太郎、図表はエクセル又はパワーポイントで作成してください。

（3）報告書等については、冒頭に要約（300字程度）を付してください。

## 第6 報告書等の出版等

機構は、報告書等の出版又はホームページへの掲載若しくはその両方を行うことができるものとします。

## 第7 企画書の提出方法等

本企画競争への参加を希望される方は、別紙様式の「砂糖関係研究委託調査企画書（以下「企画書」という。）」を作成し、持参又は郵送等により提出してく

ださい。

企画書は、正本1部、副本（正本のコピー）1部を提出してください。副本は、匿名として評価をするため、参加者の所属機関名や氏名等がわかる箇所（企画書の2（2）、3、4、その他に企画書の担当者や研究者の氏名、ロゴ等参加者の名称や氏名が事実上分かるものを含みます。）をすべてマスキングしてください。

郵送等の場合は、書留等の記録の残る方法をとってください。また、第12の問い合わせ先に電話又はFAX等で郵送等をしたことを連絡してください。提出期限までに必着とします。

#### 1 提出期限

令和2年5月12日（火）

#### 2 提出場所

〒106－8635

東京都港区麻布台2－2－1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部

砂糖関係研究委託調査担当者 あて

#### 3 企画書作成に要する費用の負担

企画書の作成及び提出に要する費用は負担しません。

#### 4 企画書等の返却の可否等

（1）提出された企画書は返却しません。

（2）提出された企画書は、委託調査に係る事務手続以外に使用しません。

#### 5 企画書作成上の注意

（1）虚偽の記述や記入漏れがある場合は、審査の内容にかかわらず不採択となる場合があるので、注意してください。また、採択後に虚偽記載が判明した場合は、採択を取り消す場合があります。

（2）企画書には、所属機関長の公印を押印するものとし、実施に当たっては所属する機関と委託契約を締結することとします。

### 第8 評価基準

機構役職員及び外部の学識経験者により構成する選定委員会を設置し、以下の評価基準に基づいて提出された企画書を各委員が評価します。

各選定委員の評価を点数化し、基準点に達したもののうち点数が高かったものから順に委託契約候補課題とします。

#### 1 評価項目

以下の項目ごとに評価を行い、総合的に採択に値するかを審査します。

（1）研究課題が第3の募集課題に合致しており、最近の甘味資源作物又は国内産糖をめぐる情勢を踏まえたものになっているか。

（2）研究課題に新規性があるか（斬新な視点で分析された研究であるか）。

- (3) 研究計画が、研究の目的に沿って期間内に具体的な結果を得られるものであって、妥当なものになっているか。
- (4) 研究結果が機構の情報誌に掲載するのに妥当か（予想される研究結果が汎用性に乏しいものではないか）。
- (5) 研究経費が妥当か（研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。購入を計画している物品等は、研究計画上、真に必要なものか）。
- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいるか。

評価の対象となるのは、次のいずれかに該当する企業等。

ア ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業等

イ 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業等（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

## 2 評価の集計方法

別紙のとおり

## 第9 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に通知します。

## 第10 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、参加又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への参加又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### 1 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること  
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- (2) 機構との間の取引高
- (3) 売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- (4) 一者応札又は一者参加である場合はその旨

## 3 当方に提供していただく情報

- (1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- (2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## 4 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

## 第11 その他

採択された場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年法律第百四十号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合があります。

## 第12 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部（担当：伴）

電話：03-3583-9272 FAX：03-3584-1246

## 別紙

### 評価の集計方法

各審査委員は、別添「審査票」の項目について、以下の評価基準により評価を行う。

満点の70%を基準点とし、総合得点が基準点に達したもののうち、点数が高かったものから順に委託契約候補者とする。

#### 各項目の点数

- 5点：非常に優れている。
- 4点：やや優れている。
- 3点：標準的・普通。
- 2点：やや劣っている。
- 1点：記載なし又は期待できない。

選定委員1人の持ち点 1件当たり26.5点

(5項目×5点+1項目×1.5点)

選定委員8名(予定)

満点=26.5点×8名=212点(予定)

基準点=212点×0.7=149点(予定、小数点切り上げ)

別添

審 査 票

|                                                                                              |         |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| 受付番号：                                                                                        | 代表研究者名： | 所属： |
| 研究課題：                                                                                        |         |     |
| 以下の1から3については、それぞれの項目ごとに次の評価基準により点数を付けて下さい。                                                   |         | 点数  |
| 1 農畜産業振興機構が支援する意義<br>ア 研究課題と募集課題との合致性（研究課題が募集課題に合致しており、最近の甘味資源作物又は国内産糖をめぐる情勢を踏まえたものになっているか。） |         |     |
| イ 研究課題に新規性があるか（斬新な視点で分析された研究であるか）                                                            |         |     |
| 2 研究内容の妥当性<br>ア 研究計画が、研究の目的に沿って期間内に具体的な結果を得られるものであって、妥当なものになっているか。                           |         |     |
| イ 研究結果が機構の情報誌に掲載するのに妥当か（予想される研究結果が汎用性に乏しいものではないか）                                            |         |     |
| 3 研究経費の妥当性<br>研究経費が妥当か（研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。購入を計画している物品等は、研究計画上、真に必要なものか。）        |         |     |

#### 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進

次のいずれかに該当する企業等を評価の対象とします。

①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業等

②女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業等（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。）

評価項目及び配点は、次の通りとします。

| 評価項目※ <sup>1</sup>        |                                        | 配点   |
|---------------------------|----------------------------------------|------|
| 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）     | 1 段階目※ <sup>2</sup><br>（認定基準 1 ～ 2 つ〇） | 0.5  |
|                           | 2 段階目※ <sup>2</sup><br>（認定基準 3 ～ 4 つ〇） | 1    |
|                           | 3 段階目<br>（全認定基準 5 つ〇）                  | 1.5  |
|                           | 行動計画※ <sup>3</sup>                     | 0.25 |
| 次世代法に基づく認定                | くるみん（旧基準）※ <sup>4</sup>                | 0.5  |
|                           | くるみん（新基準）※ <sup>5</sup>                | 0.8  |
|                           | プラチナくるみん                               | 1    |
| 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） |                                        | 1    |

※<sup>1</sup> 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※<sup>2</sup> 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※<sup>3</sup> 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※<sup>4</sup> 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置による認定）。

※<sup>5</sup> 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準による認定）。

※<sup>6</sup> 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。